

松前町愛顔の子育て応援事業 登録店舗募集要領

1. 事業の趣旨

町・県及び県内おむつ生産企業との官民協働により、第2子以降の出生時に紙おむつを購入できる応援券を交付し、子育て世帯への経済的支援を行い、福祉の向上及び少子化対策を促進する。併せて県内企業が生産した製品を松前町内の店舗で購入する仕組みとし、県内産業の振興と地域経済の活性化に資する。

2. 応募券の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | 松前町愛顔っ子応援券 |
| (2) 交 付 内 容 | 対象乳児1人に対し 1,000円券×50枚=50,000円分 |
| (3) 交 付 対 象 者 | 平成29年4月1日以降に出生し、松前町在住で、第2子以降の子どもの保護者 |
| (4) 応援券交付開始 | 平成29年8月1日（火） |
| (5) 有 効 期 限 | 交付した年度の翌年度末日 |
| (6) 利用対象製品 | 愛媛県が定めた乳幼児用紙おむつ
花王：メリーズ
大王製紙：グーン
ユニ・チャーム：ムーニー、マミーポコ |

3. 登録店舗業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4. 登録申請について

- | | |
|-------------|---|
| (1) 申 請 窓 口 | 松前町福祉課児童福祉係 |
| (2) 申 請 方 法 | 「松前町愛顔っ子応援券取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入・押印のうえ申請する。 |
| (3) 申 請 開 始 | 随時 |
| (4) 登録店舗の選定 | 「松前町愛顔っ子応援券取扱店舗登録申請書」を審査し、登録する事業者には、後日松前町から「松前町愛顔っ子応援券取扱店舗登録通知書」を交付するとともに、ステッカー及びポスターを送付する。 |

別紙

松前町愛顔の子育て応援事業登録店舗仕様書

1 業務名

松前町愛顔の子育て応援事業

2 業務の趣旨・目的

この仕様書は、松前町愛顔の子育て応援事業登録店舗に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 業務開始

平成29年8月1日

4 業務の内容

(1) 紙おむつの販売

- ・保護者が登録店舗で紙おむつを購入

(2) 助成金の請求手続

- ・助成金請求窓口 松前町福祉課
- ・登録店舗から請求 登録店舗は、毎月初日から末日までに受領した応援券を集計し、翌月20日までに「松前町愛顔っ子応援券換金請求書」に添えて、福祉課に提出する。
- ・助成金の支払 松前町は、登録店舗から請求があったときは、内容を審査し、請求のあった月の末日までに登録店舗の口座へ振込む。

5 応募券利用にあたっての注意点

- ・応募券裏面に引換日・登録店舗名を記入すること。
- ・1回あたりの利用枚数に制限はありませんが、対象製品の購入額が額面の総額と同額の場合または上回る場合にのみ利用できます。

(例)

○ おむつ代1,500円⇒ 応募券1枚(1,000円分)+現金500円

× おむつ代1,500円⇒ 応募券2枚(2,000円分) **利用できない**

- ・「松前町愛顔っ子応援券」であること。(他市町のものは利用不可)

6 事業の流れ

